

議案第一八号

マ予算内款内各項金額流用トシテ

昭和三十七年度三朝町歳出マ予算内款内各項の金額は左記科目トシ町上区
においてこれを流用することが出来る

記

議会費 役場費 消防費 土木費 教育費 社会及労働施設費
保健衛生費 産業奨励費 財産費 統計調査費 選挙費 諸支出金

昭和三十七年三月十日提出

三朝町上区 坂出 雅 乙

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

